

## 岡山市広告入り物品等の寄附の取扱いに関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市長に対して、窓口封筒等の広告入り物品等（以下「物品等」という。）の寄附の申し出があった場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の基準)

第2条 物品等の広告の内容については、岡山市広告掲載要綱（平成21年2月19日市長決裁）（以下「要綱」という。）及び岡山市広告掲載基準（平成21年2月19日財政局長決裁）に定める基準によるものとする。

### (寄附希望者の公募)

第3条 物品等の寄附を希望する者（以下「寄附希望者」という。）は、公募により選定するものとする。

2 前項の公募は、本市ホームページ及びその他市長が必要と判断した方法により行う。

### (寄附の申込み)

第4条 寄附希望者は、物品等寄附採納申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、直近の市区町村民税の完納証明書を添えて、市長が指定する期日までに申し込まなければならない。

### (寄附採納者の決定)

第5条 市長は、前項の規定により寄附採納の申込みを受けたときは、提出書類等に基づき総合的に評価し、寄附採納者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による評価において、同順位の寄附希望者がいた場合は、抽選により決定するものとする。

3 市長は、寄附採納の決定を受けた者（以下「寄附決定者」という。）に物品等寄附採納決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (協定書の締結)

第6条 市長は、寄附決定者と物品等の作製及び寄附に関する協定書を締結するものとする。

### (物品等の作製)

第7条 寄附決定者は、広告の内容、色、形状等の仕様について事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に物品等を作製しなければならない。

- 2 前項の規定のうち広告の内容については、事前に要綱第10条に定める岡山市広告審査委員会の審査を受けるものとする。
- 3 寄附決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

(広告内容等の変更)

第8条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に違反していると判断したときは、寄附決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(経費の負担)

第9条 物品等の作製に要する費用は、すべて寄附決定者の負担とする。

(寄附の取下げ)

第10条 寄附決定者は、自己の都合により本市への物品等の寄附を取り下げることができるものとする。

- 2 寄附決定者は、前項の規定により寄附を取り下げるときは、1ヶ月前までに書面により市長に申し出なければならない。

(使用期間)

第11条 物品等の使用期間は、市長が別に定める期間とする。

(問題発生時等の対応)

第12条 寄附決定者は、物品等の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

(使用の中止)

第13条 市長は、寄附を受けた物品等が本市が使用する物として適当でないと認めるときは、当該物品等の使用を中止することができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、物品等の寄附に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月22日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

（あて先）岡 山 市 長

寄附者 住所又は所在地

氏名又は名称

法人等の場合は代表者氏名

物 品 等 寄 附 採 納 申 込 書

岡山市に、次のとおり寄附いたします。

品名・数量

- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

添付書類

- 直近の市区町村民税の完納証明書 1通

様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日

様

岡山市長

印

物 品 等 寄 附 採 納 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申込みのありました物品等の寄附については、受理することと決定したので通知します。